

奈良県教育委員会告示第二十一号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条第二項の規定により、次のとおり指定技能教育施設における連携科目等の指定の解除の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年三月五日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育弘

一 指定技能教育施設の名称及び所在地

アイエス学園 奈良学習館（奈良市芝辻町四丁目三番八号）

二 指定を解除する連携科目等

連携措置に係る科目

連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

電子商取引

電子商取引

三 解除年月日

令和三年四月一日